

イギリス入管収容施設における被収容者処遇の実態 (日本の状況と比較して)
Actual State of Treatment of Detainees in UK Immigration Removal Centres:
A Comparison with Japan

駒井知会 (横浜弁護士会所属弁護士)
KOMAI, Chie (Attorney at Law, Yokohama Bar Association)

キーワード: 入管被収容者の処遇問題, イギリス入管収容, 視察委員会, 国際人権法

I. イギリス入管施設及びその他関連機関の視察概要 (2012 年 11 月)

2012 年 11 月 12 日, 東京弁護士会外国人委員会所属の弁護士らを中心メンバーとした視察団が, イギリスの入管収容施設 (IRC, Immigration Removal Centre) の一つである, Harmondsworth Immigration Removal Centre (収容定員 615 名, 2011 年 11 月 26 日時点の被収容者数 595 名) を訪問した。同センターにおいて, 視察団は, 1 時間以上に渡って, 被収容者が実際に収容されているスペースを丹念に視察すると共に, 視察後, 当初の予定を遥かに超過して約 3 時間に渡って, 同センターの所長 (Centre Manager) 及び英国国境庁 (UKBA, UK Border Agency) 職員らと熱心な意見交換を行った。

また, 視察団は, 同月 14 日に, 同センターを含む入管収容施設等, あらゆる身体拘束施設の視察を行っている英国王立刑事施設視察委員会 (HMIP, Her Majesty's Inspectorate of Prisons) を訪ねた。その他にも, 視察団は, 入管被収容者の身柄解放を支援する NGO である BID (Bail for Immigration Detainees), 英国国境庁 (UKBA), 庇護及び入管審判所 (裁判所) (Asylum and Immigration Chambers) を視察する等, 1 週間足らずの短い滞在期間にあつて, 極めて密度の濃い視察を遂行したものである。

本報告は, 上述の視察の内, 特に収容施設視察で得た情報を会場で共有すると共に, イギリスの入管収容 (特に処遇の) 実態と, 日本におけるそれとを比較検討しながら, 日本の今後向かうべき道筋について探る目的で行われる。

II. イギリスにおける入管収容 (処遇問題に焦点を当てた検討)

Harmondsworth Immigration Removal Centre の視察にあつて, 視察団が目にしたものは, 日本における入管収容の実態とは明らかにかけ離れた被収容者処遇であった。

即ち, 同センターにおいて, 被収容者達は, 携帯電話を片手に外部と自由に連絡を取り合い, 多数並んだパソコンのインターネットを利用して自らの出身国情報を収集し, 或いは弁護士とメールをやり取りして打ち合っているのだった。日本の収容施設では, 被収容者は, 日中の限られた時間帯に公衆電話に列を作つてようやく外部と連絡を取るが, 外部から彼らに電話を架けることは出来ない。勿論, パソコン・メールの使用も不可である。

また, 同センターにおける被収容者は, 毎日, 14 時~21 時まで, 家族や友人達と面会できる。面会スペースは, テーブルとゆったり腰掛けられる椅子が 20 セットも並ぶオープン・フロアであり, 親子が玩具で遊ぶコーナーすら用意されていた。また, 「面会に来た家族とはキスやハグまでは OK だけど, 妊娠する可能性のある行為は, 子ども達の目もあるので遠慮願っている」との, 所長の弁も振るっていた。日本ではどれだけ多くの夫婦が, アクリル板越しに手と手を合わせ, 伝わらない体温に涙を流してきたことか (しかも, 家族面会は, 15 分~30 分程度に過ぎない) を思う時,

彼我の差は、実に圧倒的と言わざるを得なかった。

また、イギリスにおいては、被收容者の生活の質 (quality of life) も、重視されていた。被收容者は、施設内で、コンピュータ教室に通って IT 技術を身に付け、英会話レッスンを受け、美術室で作品を仕上げ、コンペに出品し、バンドを組んでエレキ・ギターをかき鳴らし、図書室で小説や漫画を借り出して読み、パーソナル DVD で映画鑑賞をすることもできる。また、施設内の清掃・後輩被收容者に対するサポート等の役割を、有償で受け持っている被收容者もいた。これらの被收容者の多くは、庇護申請を行って手続を進めている最中か、或いは本国への送還を待っている人達である。しかし、たとえ收容期間にあっても、被收容者の人生に、「無意味な時間を作らない」「無価値な時間を過ごさせない」との考え方が、イギリスの入管職員に浸透している (らしい) 事実、視察団のメンバーは、大きな感銘を受けた。日本の入管收容においては、かかる発想自体が全くと言って、存在していないからである。

その他、被收容者に対する医療の充実、リーガル・アクセスへの容易さ、被收容者の取っている手続の進行に関する説明責任、被收容者やその家族の要望・苦情を吸い上げて対処するシステムの充実など、イギリスの入管收容には目を見張る面が多く、日本が学ぶべきものはあまりに大きいと視察団は切に感じて帰国の途に就いた。

日本の入管收容施設においては、毎年のように、被收容者らによるハンガーストライキ若しくは給食拒否運動が大規模に行われ (昨年夏には、東日本入国管理センターにおいて、100 名を超える規模の給食拒否運動が行われた)、そのたびに、被收容者の処遇改善等が要求項目に掲げられている。また、被收容者による施設内の自殺事件、自殺未遂事件も後を絶たない。

被收容者が、自らの健康や命さえ危険に晒して、入国管理局に訴えようとしているものは、いったい何なのか。本報告では、日本国内の入管收容施設における処遇の抱える深刻な問題についても、イギリスの状況と比較しながら言及したい。

また、入管收容の現状に関する彼我のあまりに顕著な差異は、いったい、どこから生じているのであろうか。本報告では、更に、日英における被收容者の人権監視機関の比較、国際人権法 (ヨーロッパ人権条約等の地域間条約を含む) の実施手段の有無等をも比較検証して、最終的には、日本の入管收容 (特に被收容者の処遇) の向かうべき道筋を探りたいと考えている。

III. まとめ

上述の通り、本報告では、(1) イギリスの入管收容施設の詳細な視察報告を行うと共に、(2) 日英の入管收容の現状を比較しながら、(3) 日本の入管收容 (特に処遇の側面) につき、今後向かうべき道筋を探りたい。

参考文献

Margaret Phelan and James Gillespie (2010) “Immigration Law Handbook 7th edition,” Oxford University Press,

Duran Seddon (2006) “Immigration, Nationality and Refugee Law Handbook,” Joint Council for the Welfare of Immigrants (JCWI),

英国王立刑事施設視察委員会編 (2013) 「視察マニュアル 2008 【日本語版】」NPO 法人「人間の安全保障」フォーラム,

新津久美子 (2011) 「入国者收容所等視察委員会について その機能と課題」、『国際人権』22 号

入管問題調査会 (2001) 「入管收容施設 ―スウェーデン、オーストリア、連合王国、そして日本」現代人文社。